

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

*付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額または一部免除となります。

納付猶予申請

50歳(平成28年6月までは30歳)未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

過去2年までさかのぼって免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)までさかのぼって免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してください。

納付、全額免除、一部免除、納付猶予、未納とは

	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	老齢基礎年金額の計算に…
納付	含まれる	含まれる
全額免除	含まれる	含まれる(*1)
一部免除	含まれる	含まれる(*1、*2)
納付猶予(学生納付特例)	含まれる(*2)	含まれない
未納	含まれない	含まれない

(*1)保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額は以下の通りとなります(カッコ内は平成21年3月までの免除期間)。

▷全額免除の場合…2分の1(3分の1)

▷4分の3免除の場合…8分の5(2分の1)

▷半額免除の場合…4分の3(3分の2)

▷4分の1免除の場合…8分の7(6分の5)

(*2)一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

保険料の追納について

10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料(当時の保険料に一定額が加算)をさかのぼって納め、将来受け取る年金額を増やすことが可能です。

新型コロナウイルス感染症に係る特例措置について

感染症の影響による収入の減少があり、相当程度まで所得低下の見込みがある方の免除申請や、入学式の遅れ等により学生証の交付が遅延している学生の方の学生納付特例申請について、特例措置があります。詳細は日本年金機構のホームページを参照していただくか、国保年金課までお問い合わせください。

No.3
子ども医療費給付
~保険診療の自己負担分を
無償化します~

子育てサポート 耳より情報

子育て支援課
内線2488

このコーナーでは、子育て中の皆さんに、市が実施している子育てサポート事業を「もっと分かりやすく」お伝えし、「もっと利用」していただくため、毎月ひとつずつサービスの内容を紹介しています。



	医療費助成の対象 (保険診療分を助成)	
	入院	通院
0歳～ 小学校就学前	○	○
小・中学生	○	8月診療分から × → ○ NEW

子ども医療費助成に必要な「資格証」を新規発行します

小・中学生…4月30日に対象者へ新規申請書を郵送しています。必ず手続きくださるようお願いいたします。

*0歳～小学校就学前の方で既に資格証をお持ちの方は、自動更新されるため手続きは不要です。

急な発熱など、子どもの病気は予期せずやってくるもの。もちろん子どもの健康が第一ですが、医療費の支払いは子育て世帯にとって負担になります。

市では、この負担を軽減し、子ども達の健やかな成長のため、8月診療分から新たに小・中学生の通院医療費も助成(保険診療の自己負担分を無償化)します。



- ▷市内に住所があり、各種健康保険に加入しているお子さんが対象です。
- ▷保険診療分を助成します(予防接種料、健診料、文書料、薬の容器代など保険診療外のもの対象外)。
- ▷県内の医療機関の窓口で支払いの必要がない現物給付です。ただし、県外の医療機関の場合、一旦、自己負担額を支払った後、償還払いの申請をしてください。

市ホームページ <http://www.city.goshogawara.lg.jp/kenkou/kenkou/nyuyoujiiryohi.html>